二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［略］
五　［略］
［六～十一　略］
十二　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十七　［略］
十八　［略］
十九　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
二十　［略］
二十一　［略］
二十二　［略］
二十三　［略］
［4・5　略］

第八十八条　削除

三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］
五の二　［同上］
［六～十一　同上］
十二　放射線測定器の管理に関すること。
十三　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。
十四　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十五　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十六　［同上］
十七　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
［号を加える。］
二十一　［同上］
二十二　［同上］
二十三　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）。
二十四　［同上］
二十五　［同上］
二十六　［同上］
二十七　［同上］
［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第八十八条　法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。